

### 第 3 3 号議案

亀岡市地域下水道条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市地域下水道条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 8 号）の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市地域下水道条例の一部を改正する条例

亀岡市地域下水道条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 8 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和  
4 5 年法律第 1 3 7 号）に基づくし尿処理施設」を削る。

第 3 条第 1 号中「、地域し尿処理施設」を削る。

第 1 6 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」  
に改める。

附則第 4 項を次のように改める。

#### 4 削除

別表地域し尿処理施設の部を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市地域下水道条例第16条第1項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第2条第2項、第3条第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、平成26年6月1日前の検針に係る天川地区コミュニティ・プラントの使用料については、なお従前の例による。

## 亀岡市地域下水道条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地域下水道の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 公共下水道への接続に伴い、天川地区コミュニティ・プラントを廃止すること。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例による改正後の第16条第1項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例によること。また、平成26年6月1日前の検針に係る天川地区コミュニティ・プラント使用料については、なお従前の例によること。